

令和6年度中核機関の事業報告に対する協議会評価

自己評価  
S:特に良い成果を得た。  
A:良い成果を得た。  
B:期待した成果を得られなかった。  
C:検討中、未実施、終了のため評価なし。

次年度以降の方向性  
S':特に積極的に取り組む。  
A':成果上昇をめざし継続実施。  
B':現状維持のため継続実施。  
C':縮小する。  
D':終了・廃止する。

評価をS～Cから1つ選択し、意見や評価の理由を記入してください。  
S:特に良い成果を得た。  
A:良い成果を得た。  
B:期待した成果を得られなかった。  
C:検討中、未実施、終了のため評価なし。

機能	事業	具体的な事業内容	自己評価				委員評価	意見・評価の理由	各委員票数結果	協議会評価(案)
			実績値	R6年度	自己評価の理由	次年度以降の方向性				
1 広報機能	講座の開催	1 一般市民向け講座:「終活の始め方」講座 日時:令和6年8月27日(火)午後2時 場所:秋川ふれあいセンター2階会議室 講師:東京消費生活総合センター職員 30人	S	S'	・初めて終活や公証人を講師とした講座を行い、定員以上の申し込みがあった。 ・西多摩地区の社協では年1～2回市民向けの講座を開催しているが、本市においては4回、制度の啓発や権利擁護関連講座を行うことができた。 ・周知啓発活動においても、広報紙だけでなく、ホームページやフェイスブックの掲載を増やし、電話だけでなくメールで申込みができるようにしたため、参加人数が増え、相談に繋がった。 ・令和7年度においては、講座の年間スケジュールを立て、6月18日に「今から備える終活講座」(定員150人)、7月に関係者向けの「身寄り問題について」、9月に「成年後見制度講座」、10月に「任意後見制度と家族信託について」、12月に「公正証書遺言について」、計5回の講座を行う。また市民にわかりやすいよう、今年度においても、広報紙やホームページ、フェイスブック等を活用し、早めの周知を行う。 ・令和7年4月より、市民に成年後見制度等の相談窓口であることがわかりやすいよう、名称を「成年後見センターあきる野」に変更。	S'	・取り組み、実績ともに素晴らしいと思います。他市と比較することはありませんが、今市民に知ってほしいと考えている内容を広報活動を通して周知しているからこそ、参加者が多いのだと感じました。令和7年度の講座は6年度から引き継ぐ内容とお見受けしました。シリーズ化できるというのではないのでしょうか? ・「成年後見センターあきる野」という名称は分かりやすく、非常に良いと思います。また、講座開催数も多く、制度を理解するよいきっかけになっていると思われます。 ・運用方法、講座周知活動に改善見られている。それにより申し込み増が見られた。 ・講座の内容がわかりやすく興味深い内容であり、自身の将来に不安がある市民が参加しやすいと思います。継続した活動に期待したいです。 ・成年後見制度だけでなくターゲットにしている方のニーズを汲み取った内容の講座を開催している。周知方法や応募方法も窓口による申請だけでなくメールやホームページの活用をしている。 ・定員を超える申し込みがあったということで、盛況に終わり良かったです。他の社協と比べても多数回の活動を行うことが出来ているというのは、高く評価されるべきと考えます。これまでは司法書士や弁護士といった職種による講座がおおかつたように思いますが、公証人のような、多様な職種による講座の実施というのは、受講する側にとっても良い事かと思えます。 ・自社ツールを使った普及啓発活動によって、講座の参加人数が増えていることは評価できると思います。	S 6票 A 3票 B 0票 C 0票	S	
		2 一般市民向け講座:「事例で学ぶ成年後見制度」講座 日時:令和6年9月3日(火)午後2時 場所:秋川ふれあいセンター2階会議室 講師:社会福祉士 16人								
		3 一般市民向け講座:「将来に備える任意後見制度」講座 日時:令和6年10月3日(火)午後2時 場所:秋川ふれあいセンター2階会議室 講師:司法書士 17人								
		4 一般市民向け講座:「公正証書遺言について学ぶ」講座 日時:令和6年11月28日(木)午後2時 場所:秋川ふれあいセンター2階会議室 講師:公証人 34人								
	5 パンフレットの作成・配付、広報紙やホームページ、Facebookへの掲載 制度の普及啓発として、あきる野市社会福祉協議会で2種類の独自パンフレットを作成し、社協や市役所の窓口に設置、関係者に配付した。また社協広報紙あいのネットやホームページ、フェイスブックに事業内容や相談会、講座について定期的に掲載し、事業の周知を図った。 [掲載回数] 市広報12回 社協広報11回 Facebook11回									
2 相談機能	成年後見制度に関する相談対応	6 相談延べ人数 256人(実人数141人) ア 成年後見制度の利用相談 相談及び対応件数 694件 イ 福祉サービス利用に関する専門的な相談 相談及び対応件数 0件 ウ 福祉サービスの利用に際しての苦情相談 相談及び対応件数 0件 エ 判断能力不十分な人々の権利擁護相談 相談及び対応件数 6件 オ その他 相談及び対応件数 0件 左記のとおり			・成年後見制度に関する相談の実人数は、令和6年度と比較し29人増加し、相談及び対応件数も161件増加した。最も相談が多いのは親族からで、成年後見制度の概要や、申立て書類の書き方・必要書類、親族が後見人等になることができるか等の相談が多い。次いで地域包括支援センターやケアマネジャー等の高齢福祉分野の支援者となっており、高齢者施設や病院の相談員からの相談も徐々に増えてきている。令和6年度も141人の方に対する相談があり、丁寧な相談対応に努めた。 成年後見制度専門相談会や福祉法律相談会においても、合計25ケースの相談が入り、成年後見制度や法律的な課題に関する相談を受けることができた。 ・任意後見制度についての相談も徐々に増加しており、令和6年度においては相談対応件数は延べ120件、任意後見契約に至ったケースも3件あった(社協が把握している件数)。 ・令和7年度も引き続き成年後見制度や権利擁護に関する相談対応及び相談会を実施する。	S'	・年々相談件数、対応件数が増えていることは、市民の権利擁護の意識が高まっていると考えます。上記啓発事業の効果もあると思います。丁寧な対応が実施されているとことで素晴らしいと思います ・相談件数の増加から、成年後見制度へのニーズの高まりがうかがえます。 ・親族以外からの相談件数増。今年度はさらに親族以外の支援者向けの情報提供周知活動を期待したい。 ・親族からの成年後見制度申し立ての希望は増加しており、成年後見センターが相談に乗ってくださっており心強いです。また少しずつですが本人が任意後見を検討したいというご意見も聞くようになりました。今後も制度活用が重要になってくると思いますので継続してお願いいたします。 ・相談件数が確実に増えており、まず連絡をする相談窓口としての認知が広がっていると感じる。相談を個別に分析して対応をしている。 ・実人数の増加、また、高齢福祉分野からの相談も増えてきているというのは、制度や市の取組が浸透してきているものと評価できます。 ・相談ケース数が増加する中で、よく丁寧な相談対応をしていただけていると思う。 ・相談はこのまま継続していってください。	S 6票 A 3票 B 0票 C 0票	S	
		7 福祉サービスの苦情相談や成年後見制度に関する相談会(予約制)を奇数月第2火曜日に実施した。1人40分、3ケースまで受付。 第1回 令和6年5月14日(火) 相談件数 3件 第2回 令和6年7月9日(火) 相談件数 2件 第3回 令和6年9月10日(火) 相談件数 2件 第4回 令和6年11月12日(火) 相談件数 0件 第5回 令和7年1月14日(火) 相談件数 2件 第6回 令和7年3月11日(火) 相談件数 1件 10件		A						
	8 判断能力が低下した方を対象とする法律相談会(予約制)を偶数月第2火曜日に実施した。1人40分、3ケースまで受付。 第1回 令和6年4月9日(火) 相談件数 2件 第2回 令和6年6月11日(火) 相談件数 2件 第3回 令和6年8月13日(火) 相談件数 3件 第4回 令和6年10月8日(火) 相談件数 3件 第5回 令和6年12月10日(火) 相談件数 3件 第6回 令和7年2月18日(火) 相談件数 2件 15件									

令和6年度中核機関の事業報告に対する協議会評価

自己評価  
S:特に良い成果を得た。  
A:良い成果を得た。  
B:期待した成果を得られなかった。  
C:検討中、未実施、終了のため評価なし。

次年度以降の方向性  
S':特に積極的に取り組む。  
A':成果上昇をめざし継続実施。  
B':現状維持のため継続実施。  
C':縮小する。  
D':終了・廃止する。

評価をS~Cから1つ選択し、  
意見や評価の理由を記入してください。  
S:特に良い成果を得た。  
A:良い成果を得た。  
B:期待した成果を得られなかった。  
C:検討中、未実施、終了のため評価なし。

機能	事業	具体的な事業内容	自己評価				委員評価	意見・評価の理由	各委員票数結果	協議会評価(案)
			実績値	R6年度	自己評価の理由	次年度以降の方向性				
3 成年後見制度利用促進機能	受任調整(マッチング)支援	<p>ア 受任調整会議の開催 成年後見制度の適切な利用や相談者への適切な対応及び後見人候補者の選出を公正中立に行うことを目的として、専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)及び行政職員、社協職員の委員で構成する受任調整会議を開催した。 第1回 令和6年4月17日(水)午後4時15分 成年後見制度に係る支援・受任検討について(ケース検討1件) 第2回 令和6年5月27日(月)午後4時 成年後見制度に係る支援・受任検討について(ケース報告1件、検討1件) 第3回 令和6年7月22日(月)午後4時 成年後見制度に係る支援・受任検討について(ケース報告2件、検討2件) 第4回 令和6年9月9日(月)午前11時15分 成年後見制度に係る支援・受任検討について(ケース検討1件) 第5回 令和6年9月24日(火)午後4時 成年後見制度に係る支援・受任検討について(ケース検討2件) 第6回 令和6年11月27日(水)午後4時 成年後見制度に係る支援・受任検討について(ケース報告2件、検討2件)</p> <p>イ 支援検討会議の開催 令和6年12月より、受任調整会議より幅広い成年後見制度に関する相談対応や権利擁護支援の方針を検討することを目的として、専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士)及び行政職員、社協職員の委員で構成する支援検討会議に移行し開催した。 第1回 令和7年1月27日(月)午後4時 成年後見制度に係る支援・受任検討について(ケース報告2件、検討3件) 第2回 令和7年3月25日(火)午後4時 成年後見制度に係る支援・受任検討について(ケース報告3件、報告1件)</p> <p>ウ 親族後見人候補者の支援 対象者の状況や課題を聞き取り、申立ての必要性等、親族後見人候補者の相談に対応した。また成年後見制度の概要や申立書類、必要書類の説明を行い、必要な場合には家庭裁判所調査官との面談に同席した。</p>	左記のとおり		<p>・受任調整会議を計6回開催した。申立ての適否や候補者、被後見人等や後見人に対する助言を受けることができ、スムーズに支援に繋ぐことができている。また実際に後見人からの相談を受け、後見人のサポートを行った。</p> <p>・市長申立てのケース検討も増えており、令和6年度に検討した13件中6件が市長申立て案件であった。</p> <p>・事業計画通り、令和6年12月より、受任調整会議より幅広い成年後見制度に関する相談対応や権利擁護支援の方針を検討することを目的として支援検討会議に移行し、新たに精神保健福祉士を委員に加え、計2回開催した。</p>		<p>・受任調整会議、支援検討会議ともに丁寧に取組まれていたと思います。市長申立てのケースが増えており、検討会議での意見が重要視されていることは客観性、専門性の担保に結びついていいると感じます。今後この会議に地域の事業所等が権利擁護に関する事業を提出できるよう取り組んでいただきたいと思います。また、モニタリング機能をこの会議が担うのであれば開催回数が適切かの検討も必要になると思います。</p> <p>・地域福祉権利擁護事業に関しても、利用者数が増加しておりニーズが高いことがうかがえます。</p> <p>・後見が必要な方への後見利用が活発に進んでいる印象</p> <p>・難しいのかもしれませんが市長申立てまでの時間がかかっている印象です。</p> <p>・今後、後見制度が必要になるであろう方たちがスムーズに移行できるように地権との連携や活用が大切になる法人後見事業を推進できている。</p> <p>これまでも後見人候補者の選出を目的とした受任調整会議も定期的におこなっている。</p>	S 6票 A 3票 B 0票 C 0票	S	
	地域連携ネットワークの構築	<p>ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制を整備、関係機関等と連携し、権利擁護支援が必要な方の早期発見及び対応を行った。</p> <p>イ 本人を支援者や後見人等とともに支える「チーム」による対応 成年後見制度利用に向けた支援会議を適宜開催するとともに、後見人等が選任された後にも、支援方針の確認や本人の意向・状況確認のために支援者と訪問し、チームとして対応した。</p>		S	<p>・法人後見実施に向けて、法人後見検討委員会を設置し、計5回開催した。専門職や市の意見を聞きながら対象者や実施体制、実施要綱や運営委員会の設置要綱等を検討し、令和7年度より法人後見業務を実施する体制を構築した。</p> <p>・令和7年度においては、法人後見業務を実施する。法人後見運営委員会を設置し、定期的に法人後見業務の状況を確認し、助言を受けながら適切に実施する。</p>	S'	<p>・受任調整会議・支援検討会議は、多様な職種からの意見交換がなされ、有意義かつ具体的な支援対象者のサポートとして良く機能しているのではないかと思います。法人後見実施や地権事業の利用者増等、マンパワーを要する事項が増えて行きますが、がんばって欲しいと思います。</p>			
	法人後見業務実施に向けた調査・検討	<p>法人後見事業開始に向け、専門職(司法書士・社会福祉士)や行政職員、社協役員により構成される法人後見事業検討委員会を設置し、実施要綱や実施体制、運営委員会の設置に向けて検討を行った。 第1回 令和6年7月30日(水)午後1時30分 法人後見・法人後見監督及び市民後見人の養成・支援に関する都内の受任状況等について、法人後見事業の受任対象者案について 第2回 令和6年8月22日(月)午前10時 法人後見業務実施要綱案について、法人後見事業の受任対象者案について 第3回 令和6年9月27日(金)午後2時30分 法人後見業務実施要綱案について 第4回 令和6年11月18日(月)午後1時30分 法人後見業務実施要綱案について、法人後見運営委員会設置要綱案について、成年後見センターあきる野設置規定案について 第5回 令和7年1月22日(水)書面開催 法人後見業務実施要綱案について、法人後見運営委員会設置要綱案について</p>	左記のとおり		<p>・地域福祉権利擁護事業の利用者数は令和6年度末で31人となり、解約者7人に対し新規契約者が16人と大幅に増加した。親族と疎遠な単身高齢者の割合が多く、今後成年後見制度へ移行する利用者の増加が見込まれるため、担当者や関係者より連携しながら対応する。</p>		<p>・受任調整会議、支援検討会議の開催などは適切に行っていた印象があります。ただ、関係機関としては関わっている範囲では会議の内容が見えてこないの、内容についての評価は難しいところがあります。</p> <p>・地域連携ネットワークの構築においては、一刻も早く重層的支援体制整備事業との運動が期待されます。現状では契約能力がないため地域福祉権利擁護事業の利用に該当せず、かといって財産管理を取り上げてしまうと混乱が見られてしまうと言った理由から成年後見に結びつかないケースが散見されます。こういったケースの場合、消費者被害防止のケアなどが一切できない状態となるため、重層的支援体制整備事業と連動して個別に課題解決を目指す必要があると思います。</p> <p>・よくできていると思います。</p>			
地域福祉権利擁護事業との連携	<p>(1)地域福祉権利擁護事業との連携 本会が実施する地域福祉権利擁護事業の対象者のうち、成年後見制度の利用が望ましいケースについて、利用支援や調整を行った。 成年後見制度への移行1件 (2)地域福祉権利擁護事業の対象拡大 相談及び対応件数 22件 契約件数 1件(生活保護受給者 1人) 新規 0件・終了 0件</p>	左記のとおり								

# 令和6年度中核機関の事業報告に対する協議会評価

自己評価  
 S:特に良い成果を得た。  
 A:良い成果を得た。  
 B:期待した成果を得られなかった。  
 C:検討中、未実施、終了のため評価なし。

次年度以降の方向性  
 S':特に積極的に取り組む。  
 A':成果上昇をめざし継続実施。  
 B':現状維持のため継続実施。  
 C':縮小する。  
 D':終了・廃止する。

評価をS～Cから1つ選択し、  
 意見や評価の理由を記入してください。  
 S:特に良い成果を得た。  
 A:良い成果を得た。  
 B:期待した成果を得られなかった。  
 C:検討中、未実施、終了のため評価なし。

機能	事業	具体的な事業内容	自己評価				委員評価	意見・評価の理由	各委員票数結果	協議会評価(案)
			実績値	R6年度	自己評価の理由	次年度以降の方向性				
4 後見人等支援機能	後見人等のサポート	13 ・後見人から被後見人等の支援について相談があった際、市内の社会資源やサービス等の情報提供を行い、専門的な助言が必要な場合(辞任等)は支援検討会議に出席してもらい、助言を行った。 ・定期的な関わりが必要なケースについては、毎月被後見人等についてメールや電話等で報告を受けるとともに、重要な内容(代理権付与、居所について等)の際には同席し、本人や後見人等と話し合う場を設けた。 ・後見人等選任後、必要に応じて連絡し、状況の確認を行った。 ・任意後見契約を締結した相談者の希望に応じて、任意後見人受任者と定期的に訪問し、状況確認や福祉サービス等の情報提供を行った。	72件	A	・後見人等へのサポートについては、必要時に後見人等から連絡をいただくことが多いが、定期的に関わっているケースもあり、中核機関として選任後も関われることを都度周知している。 ・令和7年度においても、選任後数か月を目安に、困り事や相談等はないか等の確認(アンケート)を送付し、選任後の支援の相談も積極的に受ける体制とする。	A'	・中核機関として、モニタリング機能を充実させていくことは今後の目標と考えます。実績は素晴らしいと思いますが、体制整備について検討も必要ではないでしょうか？ ・後見人等へのサポートを通して、被後見人の生活が円滑に行われるよう取り組まれている様子がうかがえます。 ・必要時の支援も窓口として機能が発揮されている印象。 ・今後も継続してお願いいたします。 ・限られたリソースの中で、大事な最初の期間で確認をとっており、リアクションがあった際は定期的に関わる事をしている。 ・親族が後見人になったものの、事務負担の大きさから、親族から辞任申立てがなされるということは経験としてもあります(私がその後の後見人となった)。積極的にアプローチしていくという姿勢は大事ですし、市民後見人の養成・活用をするにあたっては大事な取組だと思います。 ・必要な連携をとっていただいていると思います。 ・後見人サポートはこれから重要な事項となっていきます。少しずつ体制を充実させてほしい。	S 4票 A 5票 B 0票 C 0票	A	
	親族後見人のサポート	14 初回報告・定期報告の書き方の助言、家庭裁判所との連絡方法、地域の社会資源の情報提供等を行った。								
5 あきる野市成年後見制度利用促進協議会の事務局	あきる野市成年後見制度利用促進協議会の事務局機能	15 成年後見制度の利用促進に関し、法律、医療、福祉等の分野における地域体制を構築し、権利擁護支援を行うため、市が設置したあきる野市成年後見制度利用促進協議会において、社協が中核機関として、市と連携しながら事務局機能を担い、利用促進協議会に参加した。 第1回 令和6年6月20日(木)午後2時 令和5年度中核機関事業報告及び評価について、令和6年度中核機関事業計画について、令和5年度第2回成年後見制度利用促進協議会で取り上げたケースについて(経過報告)、成年後見制度利用促進計画の策定について 第2回 令和6年8月14日(水)午後2時 成年後見制度利用促進計画の策定について 第3回 令和6年12月16日(月)午後2時 あきる野市における成年後見制度の利用に関する課題について、成年後見制度利用促進計画の策定のためのアンケート結果について、成年後見制度利用促進計画の策定について	3回	A	・中核機関として市と連携を図り、利用促進協議会の事務局として参加し、成年後見制度利用促進に向けて、事業の評価や権利擁護に関する事例検討等を行った。 ・令和7年度においても、委員の意見を参考に、市と連携して成年後見制度利用促進についての協議を行う。	A'	・市や委員の意見、市民の意見などを検討し中核機関として調整を図りながら体制整備に取り組まれたと思います ・利用促進協議会の事務局として毎回円滑な会議の開催をさせていただいており、内容も充実したものとなっているように感じております。 ・計画作成に関して市民目線からの要望にも真摯に対応いただけた印象あり ・中核機関としての機能は十分に果たしていただいていると思います。今後もよろしく願います。 ・市と連携をして、利用促進会議の議題の提供や計画策定を滞りなくおこなっている。 ・社協が利用促進協議会の事務局機能を担い、法律、医療、福祉等の分野を横断する地域体制構築の一翼を担っていることは、その役割と責任を明確に果たしているといえます。 事例検討は、他分野を跨いで多角的な検討ができ、他の分野からの見え方を知ることができるので、何件もと実施するのは難しいかも知れませんが有用かと思います。 ・適切に事務局として運営していただけていると思います。	S 3票 A 6票 B 0票 C 0票	A	

# 令和6年度中核機関の事業報告に対する協議会評価

自己評価  
 S:特に良い成果を得た。  
 A:良い成果を得た。  
 B:期待した成果を得られなかった。  
 C:検討中、未実施、終了のため評価なし。

次年度以降の方向性  
 S':特に積極的に取り組む。  
 A':成果上昇をめざし継続実施。  
 B':現状維持のため継続実施。  
 C':縮小する。  
 D':終了・廃止する。

評価をS～Cから1つ選択し、  
 意見や評価の理由を記入してください。  
 S:特に良い成果を得た。  
 A:良い成果を得た。  
 B:期待した成果を得られなかった。  
 C:検討中、未実施、終了のため評価なし。

機能	事業	具体的な事業内容	自己評価				委員 評価	意見・評価の理由	各委員票数結果	協議会評価 (案)
			実績値	R6年度	自己評価の理由	次年度以降の方向性				
6	オンラインを活用した体制整備	16 相談支援体制の充実を図るため、ZOOMを利用したオンライン体制を整備し、成年後見制度の相談及び関係者との打合せ、講座等をオンラインで実施した。	4回	A	・遠方に住む親族からの相談や、支援会議、後見人等候補者との打合せ等、状況に応じてオンラインに対応した。 ・引き続き状況に応じてオンラインを活用する。	A'	・遠方に住むご親族との打ち合わせにオンラインを用いたことは有意義だと思います。IT技術を活用し、効率的な業務をおこなうことは今後も必要と判断します ・オンラインの活用等、便利な技術を活用した活動が行われていることがうかがえます。 ・遠方の方への対応方法に関して向上が見られている ・オンラインの活用等柔軟な対応をしていただけると相談しやすいです。今後も継続をお願いいたします。 ・現状ではオンライン環境を最大限活用していると感じており、主なボリューム層が、オンラインの活用が難しい方が多い世代とも考慮できる。 ・オンラインで参加出来る環境の整備は、参加する身としては大変助かっています。引き続きよろしくお願致します。 ・継続していただければと思います。	S 3票 A 6票 B 0票 C 0票	A	
総括	・中核機関として4年が経過し、成年後見制度に関する相談窓口であることの周知も進んでいるため、相談対応や事業を安定的に実施することができた。市や関係機関、後見人等との連携の機会も増え、権利擁護を必要とするケースに関して、チームで対応できるようになってきている。 ・受任調整会議を支援検討会議へ移行し、より幅広く権利擁護支援について検討することができるようになった。 ・法人後見実施に向けて実施要綱等を作成し、令和7年度より開始する。法人として様々な後見業務の経験を積みながら、市民後見人養成に向けてのスケジュールを検討していく。									